

神宮外苑を構成する緑の保全について

神宮外苑地区のまちづくりに関する行政手続きにあたる、東京都風致地区条例に基づく樹木の伐採許可について、区民の皆さま、関係者の皆さまから、「明治天皇の事績を敬い、全国の篤志家のご奉仕によって造成された神宮外苑の歴史と緑環境を守るべき」との様々なご意見・ご要望を頂いています。

区は、東京都からの意見照会に際し、「創建時からある既存の樹木は保全に努められたい」、「神宮外苑の創建趣旨を踏まえ、歴史や文化を踏まえた計画とされたい」、「計画全体の中で緑の質の向上を図り、緑豊かな都市環境の保全・強化に努められたい」と回答してきました。また、行政手続きを担う行政機関として、神宮外苑地区のまちづくりに関する各種手続きについて公表可能な情報は開示してきました。

今後も段階的に、東京都風致地区条例に基づく樹木の伐採許可申請が提出される予定であり、下記のとおり、区としての基本的な考え方をお示しします。

記

- 一、建国記念文庫周辺の神宮外苑の創建時からある移植可能な樹木について、当該地で移植が困難な場合には、区有地に移植するなど、将来的に神宮外苑地区の歴史ある風致を継承できるよう協力する。
- 一、東京都風致地区条例に基づく樹木の伐採許可申請の審査にあたり、行政機関として、定められた法令や基準に従って行い、恣意的、政治的に結果を変更することはしない。
- 一、東京都風致地区条例に基づく樹木の伐採許可に際しては、引き続き、事業者に対して、樹木の保全や開発後の植樹・修景に努めることを要請する。その際、移植可能でありながら、移植先の見つからない樹木については、事業者とともに移植先を検討する。
- 一、明治神宮外苑造営の趣旨を後世に伝えるため、事業者に対して、史実の検証を求め、改めて樹木の保全等への協力を要請する。

令和5年4月4日

新宿区長 吉住健一